

給を増給すべきこと、

(四) 出勤者の労働時間一律に満つる者には三十日分高
一年を増す毎に十日分を増給すべきこと、

(六) 一日の勤務時間午後十時向に居ること、

(七) 三大節及び会社創立記念日を公休とあすこと、(元来
り所定の日給を専らすべきこと)

(八) 醫師の解任は職工の意志を重んずべきこと、

(九) 寄宿男女工外出の自由を認むべきこと、

(十) 社定以外の職工に月給四円五十銭の家族を支拂ふ
べきこと、

(十一) 早出の職工に給しては一時間以上給して一歩加重の増
給をあたふべきこと、

(十二) 特殊者をあてず、休業中の賃金は支給すべきこと

會社側の解社案

(一) 職首者は絶対に復職せしめろことを得ず、

(二) 物業必要に應じて日給の他上をあすことするも現在
は其の必要を認めず、

(三) 目下老働中、

(四) 目下老働中、

(五) 目下老働中、

(六) 勤務時間を短縮するることでは現在としては到底不可能、
(七) 會社側として其の必要を認めたりしより即時実施す
べし、